

福祉文教常任委員会会議録

令和5年10月5日

忠岡町議会

忠岡町議会福祉文教常任委員会会議録

日 時 令和5年10月5日(木) 午前11時00分開会

場 所 委員会室

1. 出席委員

福祉文教常任委員会委員長	前川 和也
〃 副委員長	二家本英生
〃 委員	小島みゆき
〃 委員	三宅 良矢
〃 委員	尾崎 孝子
〃 委員	河野 隆子
議長 (オブザーバー)	北村 孝

1. 欠席委員

なし

1. 出席理事者

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
秘書人事課長	中定 昭博	財政課長	岩佐 式人
健康福祉部長	泉元 喜則	地域福祉課長	藤原 直臣
高齢介護課長	武藤 優子	保険課長	泉 亜希
健康こども課長	谷野 彰俊	教育部長	二重 幸生
教育部理事兼学校教育課長		教育みらい課長	森野 英三
	石本 秀樹	生涯学習課長	畑中 孝昭
学校教育課参事	三好 泰隆	学校教育課参事	村田 真隆

1. 本議会の職員

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀
主 査	岩間早百合

委員長（前川和也議員）

定刻となりました。

ただいまから先ほどの本会議に引き続き、福祉文教常任委員会を開会いたします。

（「午前11時00分」開会）

委員長（前川和也議員）

本日の会議は傍聴を許可しておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員長（前川和也議員）

なお、本日の委員会の出席委員は、全員6名ですので、委員会は成立しております。

委員長（前川和也議員）

会議録署名委員は、委員会条例第26条の規定によりまして、8番の三宅委員を指名いたします。

委員長（前川和也議員）

本委員会開会に先立ちまして、町長よりご挨拶を頂きます。

町長（杉原健士町長）

はい。

委員長（前川和也議員）

町長。

町長（杉原健士町長）

早朝より連続してのご審議ありがとうございます。3件の付託案件でございますけれども、ひとつよろしくご協議のほどお願ひいたします。

以上でございます。

委員長（前川和也議員）

先ほどの本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案3件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。議案書に基づき議事を進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

スイッチも忘れずにどうかよろしくお願ひいたします。

委員長（前川和也議員）

案件1. 令和5年第3回忠岡町議会臨時会付託案件についてを議題といたします。

委員長（前川和也議員）

議案第36号 忠岡町青少年センター条例の廃止についてを、担当課より説明をお願いいたします。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

議案書の1ページをお願いします。議案第36号、忠岡町青少年センター条例の廃止について、ご説明いたします。議案書3ページをお願いします。

本件は、忠岡町民運動場改修工事を実施するに当たり、老朽化が著しい施設の解体を行います。施設を撤去したとしても、条例上の事業目的である青少年の健全育成及び社会教育全般の振興を図ることにしましては、引き続き生涯学習課において達成することが可能であることから、本条例を廃止するものであります。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

委員長（前川和也議員）

説明は、以上のおりでした。

これよりご質疑をお受けいたします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

今、ご説明ありましたけれども、青少年センター、もう今年4月から閉めていらっしゃるというふうに聞いてるんですが、今までどういった団体さんといいますか、グループと
いうか、どういった方が青少年センターを使われていたんでしょうか。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

先ほどの説明にもございましたが、そもそもの目的としましては、青少年の健全な育成及び社会教育全般の振興を図るところで、青少年団体及び社会教育関係団体との連携というところがございますので、具体的に申し上げますと、青少年指導員、スポーツ推進委員、体育関係協議会、あとは子ども会関係団体等々ですね、様々な社会教育関係団体

が本町にはございますので、そういった各種団体の方がご利用されていたというところでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

大分とね、建物は古いというのは認識しておるんですけども、今、二重部長おっしゃったように、結構そういった団体さんが使っていると。で、使っているということで、目的ね、やっぱりこの青少年センターがあるというその目的ね、それは今おっしゃられたように、青少年に対する相談であったり指導であったりとか、それから今、社会的にも非常に生活のこともありましようし、いろいろ多様な相談があるというふうに思うんです。で、青少年ですから、子どもさんだけでなくね、やっぱり20代後半、30歳までの方、そういった方も青少年と言われておりますので、いろんな方が対象になって、やっぱり相談も聞き、そういったことが一番の目的ではないかというふうに思うんです。

で、今回この条例が出されたという背景は、今までの議運とかいろんな説明でありましたので、お聞きはいたしました、その建物を撤去しないといけないということで、条例も廃止すると。それはどうなのかというところであります。生涯学習課で達成できるというお答えでありましたけれども、今、なかなか人も少ない。それから、場所も文化会館もなかなか借りれないといった状況で、目的が達成できるのか、そこはどうなんでしょうか。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

そもそも先ほどご指摘がありました相談であったり指導という部分に関しましては、当然ながら人と人との話になってくるかと思っておりますので、過去においては青少年センターに職員を張りつけておったのかどうか、ちょっと私はそこまで把握しておりませんが、現在は先ほども申し上げたとおり、生涯学習課が文化会館のほうに事務所を移転しておりますので、今おっしゃってる相談であったり指導という部分は、事務所のほうでやっておりますので、あとは会議ですね。そういった部分は文化会館なり、シビックセンターで申し上げますと児童館であったりとかですね、その空いておる施設を有効活用して、十分に目的のほうは達成できておりますので、その辺りを先ほどから申し上げているとおり、生涯学習課のほうで達成できるということで、今回、青少年センターを廃止するという提

案させていただきますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

委員（河野隆子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

生涯学習課のところで達成できてるということは先ほどからおっしゃっておられるんですけども、生涯学習課は今おっしゃったように文化会館の中にあつて、所在地と申しますか、その住所も文化会館の中ということでもあります。ですので、これを生涯学習課でいろんなことを継続していくというのであれば、そしたらこの文化会館の条例に、公民館、図書館、働く婦人の家は廃止されてしまいましたので、それがこの条例に載っているんです。なので、引き継ぐのであれば、そして達成できるというのであれば、生涯学習課が文化会館の中にあるんですから、位置を文化会館にすると、そういったことができるというふうに思うんですね。その点についていかがでしょうか。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

今おっしゃられてるとおりですね、そういった住所変更という形でも検討はしましたが、そもそも先ほど来申し上げます青少年の健全育成、社会教育全般の振興を図るということに関しましてはですね、生涯学習課の事務分掌という中で、そういったものを当然ながら入っておりますので、これは青少年センターという施設をここに設置しているという条例でございますので、そういった意味で申し上げますと、青少年センターとしての一定の役割というものは終了しているというふうに考えておりますので、今回、条例自体を廃止させていただきたいというご提案でございますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

事務分掌に入っているということでもありますけれども、やはりその条例で制定しているのと事務分掌の中に入っているというのは、随分と重みが違うと言うたらちょっと抽象的な言い方ですけど、そういうふうに思うんです。今、二重部長おっしゃられたように、青

少年センターの役割は終わっていると今おっしゃったと思うんですけど、その点、役割は終わっているとはどういうことなんですか。もうそこは、ただ建物、その箱、箱はもう役割は終わっているという意味なんですか。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

はい、そのとおりでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そうしましたらね、やはりその生涯学習課で引き継ぐんでしょう、いろんなお仕事はね。なので、それでしたら一応文化会館に移すと。やはり条例というのはね、今まで歴史もあり、そういったところで作られたものだというふうに思うんです。なので、このグラウンド改修に伴って撤去するというで条例を廃止すると、それはやっぱり簡単に考えることではないというふうに思うんです。なので、生涯学習課で継続するというのであれば、文化会館に位置を、文化会館の中に青少年センターの設置という文言を入れたらそれでいいというふうに思うんです。それをもう一度お聞きしたいというふうに思います。

教育部（二重幸生部長）

はい。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

先ほど来申し上げているとおりですね、青少年センターの中で行っていた事業自体がもう生涯学習課のほうで、過去からそういう形で現在も含めて事業自体は生涯学習課のほうで担っておりますので、今回、その建物を撤去するというで、青少年センター自体がもう必要がないという判断をしておりますので、そういったことでは青少年センター条例を廃止するというでご提案させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

ずっともう同じ答弁ですのであれなんですけども、やはりこの条例を廃止するということは、これも青少年センターというのはやっぱり住民の、先ほどの質問でもありましたけれども、大事な住民の財産であり、目的というのは、今のその生涯学習課の中で果たせるのかというと、人員の面もあります。ただ、今回この条例の廃止の議案ですから、ちょっとそこを焦点としてお聞きするんですけども、やはりその機能と目的を継続するのであれば、やはり条例というのは大事にして、その条例に沿っていろんな目的を果たしていくと、住民の相談を聞いていく、そしてつなげていくと。社会教育関係とか、いろんなあれがあると思いますよ。でも、その条例を廃止するんだ、生涯学習課に持っていくからいいんだと、そんな簡単なものではないというふうに思うんですね。ですので、箱というかその建物を潰すのであれば、その文化会館にこの青少年センターの設置、そこを一言入れたらいいというふうに思うんですね。同じお答えだと思いますけど、最後にもう一度お願いいたします。

教育部（二重幸生部長）

はい。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

同じ繰り返しになるんですが、青少年センターの中で実施しておりました各種事業に關しましては、過去からもそうですが、現在も生涯学習課のほうで十分担ってくださるので、引き続きですね、文化会館にはなりますが、事務局のほうで青少年センターという中身の部分も含めて継続してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

委員（河野隆子議員）

一旦終わります。

委員長（前川和也議員）

他にいかがですか。三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

ちょっと先ほどの河野委員の意見ともかぶるところもあるんですけど、正直、職員2人さんが本町から離れたところで2人いますと。で、直接、上司としては部長が課長兼務ということで、ちょっと聞きたいのは、部長はどれぐらいの頻度で、毎日出向いて、例えば何時間共にして、いろいろ話をし、業務を一緒にしてとかって、どんなもんなんですかね。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

できるだけですね、今のところは週1回は向こうのほうに出向いてですね。行くと、やっぱり二、三時間はいろんな話をするようになりますので、今、ほかの課でもそうなんですけど、多分ほかの課のほうは月1回程度、多分課内会議というような形でやってるというふうに伺っておりますが、そこはできる限り詰めてという形で考えておりますので、週1回は顔を突き合わせてやらせていただいておりますし、当然ながら電話であったりとかですね。向こうのほうも当然シビックセンターのほうにもいろんな用事で職員のほうも来ますので、当然そういったときには、顔を見ながらいろんな話はさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

週1回、二、三時間ぐらいがペースとして、向こうから来ることもあっても、特段こっちで席があるわけでもなく、そのような環境の状況って僕はどうかなのというのはストレートに思うところなんです。しっかりとした指導ができてるのか。

先ほど部長の答えの中、ちょっとはしょった言い方かもしれんですけど、生涯学習の業務の範疇は、業務は目的としては達成できてるんやというようなお答えやったと思うんですけど、それって維持はできてたとしても、今回みたいに要は何かをやるときの不備が、そういうところから発生する要因かなと思うんで、今後その辺の配置の在り方ですよ。場所を含めた、本当に動線をやはり見直していただかないと、正直、僕、向こうにおる2人もかわいそうだなと思うんですよ。僕のある、あそこに予約しに行くやつは、「ショムニ」やって言うてますわ。閑職じゃないですけど、というふうに見られてますよ、正直。それ、差別用語かどうか分かんないですけど、使ってええ言葉かどうか分かんないですけど、現実そういうふうなことで揶揄されたりもしてるんで、その在り方というのはまともじゃないと僕は思うんですよ。それは、そこを改善しない限りは、あそへ行くことが、ほんまに新人であそこへ行かされるんけみたいになってくると思うんですよ。それはもう一度再考し直していただきたい、構築し直していただきたいと、これは要望なんですけど、その辺のお考えと、何かあるんでしたらお答えいただけたらうれしいところです。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

今のご指摘はごもっともかなと。私も常々そういうふうに考えております。先ほども本会議場でも答弁しましたが、人事のほうとは常々そういう話はさせていただいておりますが、なかなか全体的なことも踏まえてですね、ちょっとまた、特にうちの場合は管理職が不在というところが大きい部分でございますので、その辺りは一日も早く改善できるような形で、人事のほうとも常々協議のほうはさせていただいておるつもりでございますので、よろしくご理解いただけたらなと思っておりますので、すみません。

委員長（前川和也議員）

いかがでしょうか。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（二家本英生議員）

何点か質問させていただきます。先ほどから青少年センターの役割は終わったということをおっしゃってありますが、そもそもこの青少年センターの条例の中の事業として一番最初に挙げられてるのが、青少年に関する相談及び指導となっております。で、実際その青少年センターのほうにこの相談というのはどれぐらいあったんでしょうか。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

すみません、さっきも私申し上げたんですが、把握はしてないんですけども、過去においてそこに職員が配置しておったのかどうかというところになるのかなと思います。今の現状で言いますと、いわゆる無人の施設ですので、あそこに行っても相談も何もできない状況になるんですよ。そうすると、当然ながら事務局としましては生涯学習課という形になりますので、今で申し上げたら文化会館になりますし、以前であればシビックセンターになるんですけども、その日々ですね、結局いろんな相談であったりとかというのはありますので、申し訳ないんですが、具体的な数というのは把握いたしかねておりますので、で、今ご質問のある青少年センター自体での相談回数というところに関しましては、申し訳ないですが把握しておりませんので、よろしくご理解いただけたらと思います。

委員長（前川和也議員）

教育長。

教育長（富本正昭教育長）

今、副委員長さんのお尋ねの相談の内容なんですけどね、この条例が制定された時点というのは、いわゆる就学前も、それから就学後、義務教育段階の子どもたちに対応するいわゆる学校教育関係のセクションが子ども教育委員会になかった時代でありまして、現状では例えば様々な学校の問題であったり、青少年という、そういう相談に関しての機能というのは、就学段階では学校教育課が現状受けてるし、そういう周知もさしていただいております。で、そういう意味で言うと、いわゆる相談機能というのは私どものシビックセンター内でも受け付けられてるといふ部分でありまして、そこは柔軟に就学後、そして義務教育段階後も相談があった場合は、その担当の部署にご紹介したりとかもさせてもらってますので、そこはさせていただいてるといふところでご理解のほどお願いしたいと思います。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（二家本英生議員）

青少年センターでの相談というのは、教育委員会なり、当然学校の現場とか、あと就学前だったら、その対応する課でやっていたというのは、先ほどの答弁で頂きました。

でも、そもそもその青少年センターの役割って一体何だろうということをやちょっとインターネットで調べてみましたら、いじめ、不登校、非行といった子どもや若者とその保護者が抱える悩みに対する相談活動を初め、非行や不良行為を行っている者に対する街頭補導活動、有害環境の浄化活動、各種イベントを初めとする広告・広報・啓発活動、就労支援、居場所づくりといった活動が地域の実情に応じて行われているとなっております。

そういうことで書いてますので、ここをなくしてしまうと、例えばそういった、どこに相談したらいいんやろうということ、もともと青少年センターが位置づけられていたんですけども、その拠点がなくなるということは、じゃあ例えば保護者とか悩んでる方がどこに相談すればいいんやろうと、そういった問題が出てくると思うんです。それが例えば窓口が教育委員会やから教育委員会へ行ってみたら、違う窓口で相談されたりとか、就労のことも書いてあったので、就労のことは産業のほうへ行くとか、何かそういった形で、また二度手間になってくるころはあるんですね。で、そういった本来の役割、青少年センターがもともと持っている役割について、やっぱりこれは維持すべきものではないかと私は思ってます。

その中に、先ほども生涯学習課のほうで引き継ぐという話があったんですけど、事務分

掌の中で生涯学習課の事務分掌を見てみると、青少年指導員に関することとか、青少年の育成に関することというのは挙げられてますけども、相談事業というのはこちらに書いてないですよ。となってくると、その相談、もともとの目的は青少年センターは相談を受け付けるということなので、その相談の事業というのは一体どこの課でやればいいのかという、その役割が見えなくなってます。だから、そういった意味でも、ただ単純に廃止するだけではなくて、やっぱりその受け皿を確保しないといけないんじゃないかと思うんですけども、その点についていかがでしょうか。

教育長（富本正昭教育長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

教育長。

教育長（富本正昭教育長）

先ほども答弁させていただきましたが、現実には就学相談であったり、いじめであったり、不登校であったり、そういう悩みに関しては、我々は青少年センターに委ねることなしに、あそこに行って相談できなかったという声は今まで聞いたことありませんので、私どもがご相談いただきましたら、恐らく保護者の大多数はまずは教育委員会のほうへご連絡を頂いて、シビックの。そこで、就学前であるなら教育みらい課であったり、義務教育段階であるなら学校教育課であったりという形で、的確に現状でも対応させていただいてるところがございます。

何遍も申し上げますが、この条例が制定された段階では、いわゆるその明確な学校教育段階であったり、そういう相談する窓口自体が教育委員会組織になかったという時代の条例で続いてきているということでございますので、今ははっきりと目的を持ってですね、すべきところが担当して、そういう周知もさせていただいてるところで、ご理解のほどお願いしたいと思います。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二家本副委員長。

委員（二家本英生議員）

同じ答弁頂いてるんですけども、例えば先ほど河野委員からもおっしゃったとおり、子育てしている。当然、子育て支援センターというところもあるんですけども、それ以外にも20代、30代が抱えている問題。先ほど、いじめもあります。ひきこもりの問題もあると思います。そういった問題について、やはり1つの受け皿であるそのセンターの役割というのは非常に大きいところだと思うんです。そういった意味で、今まではほとんど使われていないということだったんですけども、そうではなくて、その青少年センターとい

う制度があるというのを利用して、そういった悩みの相談とか、特に20代、30代とかのほんとに悩んで、どこに相談すればいいとか分からないところで、その1つの中で青少年センターがあります。そういうのを住民の皆さんに周知してもらえたら、その青少年センターで相談すれば相談できるんじゃないかということにならないでしょうか。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

先ほどから申し上げてるとおりですね、あそこに現実問題として職員いてないんですよ。なので、今申し上げられてるような各種相談というのはですね、現状ではシビックセンター、つまり役場のほうで一括的に承っております、その中で例えば教育長申し上げたとおり、就学前であればみらい課であったり、学校段階であれば学校教育課であったり、それ以上であれば生涯学習、もしくは福祉関係部局ですね、そういったところで、就労であれば産業のほうで、それぞれの相談の内容に応じてですね、我々としては適切に対応させていただいておりますので、その青少年センターというのを仮に継続するってなった場合にですね、ちょっと職員また置かなあかんやんけという話になってくると思うので、そういうことはちょっともう現実問題できませんのでですね、今確かにおっしゃられてるとおり、青少年センターという意義からしたら必要なことかもしれませんが、我々としてはそれらはもうそれぞれの各部署で適切に対応できているところを認識しておりますので、今回申し上げてるとおりですね、センター条例を廃止させていただけたらというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（二家本英生議員）

やっぱりそのセンター条例を廃止するという方向に流れてますけど、やっぱり私はこれね、他の部署で対応してるとはとっても、条例上でいくとやっぱり福祉の後退だと思っております。例えば、先ほども生涯学習課の事務分掌の中に、相談に関することの記載がありません。てなってくると、じゃあその実際に何かあったときに相談するのはどこでするんやという話にもなってきます。ただ、そういったものを全部じっくり見直すために、本来であれば時間が必要だったと思うんです。それを今回、町民グラウンドの撤去に伴って、青少年センターを解体しないといけないからといってこれを廃止するというのは、ちょっと考えが簡単過ぎなんじゃないかなと思っております。

やっぱりこういった本当に困っている方、当然今も対応していただいていると思うんですけども、やはりよりきめ細やかにやっていただきたいと思います。それをするには、やっぱり文化会館なり、そういったところで青少年センターの位置づけをもって、それでそこで相談窓口もするというのも必要ではなかったでしょうか。

教育長（富本正昭教育長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

教育長。

教育長（富本正昭教育長）

副委員長お示しの部分なんですけど、いろいろと相談業務も過去に比べると複雑化しておりますし、専門性が必要になってきております。青少年センターという一組織で就学中の子どものいじめであったり不登校も、それから勤労している子どもたちの悩みもというほうがむしろ難しいのではないかなど。それぞれの専門のセクションで専門家が対応するというほうが的確にご本人や保護者のニーズに対応できるというのが今の現状。むしろ我々あるべき姿に近づいてきてるのではないかなどというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いを申し上げます。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（二家本英生議員）

どこまで行っても平行線なので、これ以上の質問はしないですけども、やっぱりちょっと時期も時期なのでね、以前から考えていたというのものもあるかもしれません。ただ、やっぱりこんな時期に、ついでと言ったら言い方は悪いかもしれませんが、こういったことに関してはきっちりした議論をもって、廃止するなら廃止、じゃあそのほかの部署、どういうふうな対応をしていくかというのもしっかり示していただかないと、やっぱり今の状態であれば、ただ廃止するんやということになってしまいますので。私はそう思います。

以上です。

委員長（前川和也議員）

他にご質疑ありませんか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

先ほどから機能をね、この青少年センターの機能は生涯学習課が達成するというご説明

でありましたが、しかし、この条例を廃止するというところに非常に固執されているというふうに思うんです。で、昔はね、今の福祉センターのところに勤労青少年会館という建物もありました。ですので、この青少年というのは、もちろん先ほど教育長もお答えになっていますけれども、就学前であったり就学の子ども、いじめであったりとか不登校であったりとか、いろんなそういった専門家が対応しないといけないというところもあると思います。複雑になっています。ですが、その機能を持っていくんでしょう。機能を持っていくなら、別に条例を廃止しなくても、ただ、この文化会館の中に入れて。それが何の障害があるんでしょいかね。

ですから、やっぱり子どもだけでなくって、30代手前の青少年といった人らもこれはいろいろな相談を受け付けるというその目的があるわけですから、機能を持っていくのに、条例にしたら人の配置がというのはちょっと説明になっていないんじゃないかなというふうに思うんです。機能を持っていくんですからね。で、今も達成されているとおっしゃるんですから、何も条例を残すということに弊害はないというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

同じ答弁になりますが、青少年センター自体が、もうそこで職員もおりませんし、実際問題、何もしていない建物でございます。先ほどから申し上げられている各種相談に関しましては、それぞれの場所で、部署で、それぞれ適切に行われているというふうに我々は認識しておりますので、そういった意味から申し上げても、耐震的にもかなり老朽化が進んでおるといふ施設を存続するという意義がないというふうに考えておりますので、条例を廃止させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

委員（河野隆子議員）

委員長、最後にします。

委員長（前川和也議員）

はい。

委員（河野隆子議員）

今回のこの条例については、グラウンドを整備するんでありますから、解体撤去するというのは致し方がないというふうには思うんですけれども、やはり何もしていない建物という今おっしゃったその言葉ね、それはやっぱり町としての責任を果たしてないと、ちゃんと目的を果たしてないから、何もしてないただの箱になっちゃうわけで、そのセンターを貸す、それだけのことになってるというふうに思うんです。で、生涯学習課のほうも、

機能も持っていくんでしたら、やっぱり職員も配置したらいいというふうに思います。ですので、やっぱりこれは条例は残すべきだというふうに考えております。もう答弁いいです。

委員長（前川和也議員）

他にご質疑ございませんでしょうか。

（な し）

委員長（前川和也議員）

ないようですので、質疑は終結いたしまして、続きまして討論を行います。討論はありますか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員、反対討論。

委員（河野隆子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

どうぞ。

委員（河野隆子議員）

議案第36号、忠岡町青少年センター条例の廃止について、反対討論を行います。

本条例案は、次の議案に提出される忠岡町民運動場グラウンド整備に伴い、グラウンド内の構造物、忠岡町青少年センターを廃止、解体撤去するという議案です。

条例で、青少年センターの目的は、青少年に関する相談及び指導、団体及び社会教育関係団体との連携、集会、目的を達成するために必要な事業というふうになっております。廃止、撤去しても、機能部分は生涯学習課で継続しますとの説明でありました。青少年センターの機能、目的を継続されるという生涯学習課の場所は文化会館であります。であるならば、位置の変更をして文化会館の中に入れるのが本来ではないでしょうか。

青少年センターの役割は、さきにも言いましたが、子どもだけでなく青少年ですから、青少年も含まれておりますから、20代後半までの教育的な相談もあるでしょうし、いろんな相談があって、役割はやっぱりこれは継続していかないといけません。よって、この条例案には反対をいたします。

そして、文化会館ですね、これが生涯学習課が文化会館の中にあると。先ほども申しましたように、青少年センターの機能を持っていく、達成するということでもありますから、場所の問題も出てくるというふうに思うんですね。ですので、文化会館は今現在、週休2日であります。なので、場所の問題、使いたい曜日や時間が集中して取りにくいということも現在起こっております。なので、併せて文化会館の休館日を元に戻すことも求めて、

反対討論といたします。

委員長（前川和也議員）

他に討論はありますか。三宅委員。賛成討論。

委員（三宅良矢議員）

賛成討論でお願いします。

委員長（前川和也議員）

はい。

委員（三宅良矢議員）

確かにこの条例を上げてくるタイミング等の不備、それに付随する人事なり体制の背景は改善を要することが必要やと僕は思っております。ただ、質問に対しても、人事とも協議して、その部分についてはしっかりと改善していくという回答もありましたし、この条例がもし通せず、後の2つを通したとして、素人考えのレベルとして受け取ってもらってもいいですが、例えば差し止め請求、この条例が残つとるのに何で崩すねんとか言うて、この工事が遅れて、最終的にこのグラウンドの補助金9,500万円とかがもらえないような、そういうようなことになる可能性もゼロではないと思いますので、この条例を廃止することを、この後の運動場の関連を含めて必要だと考え、賛成いたします。

以上です。

委員長（前川和也議員）

他に討論はございませんでしょうか。

（なし）

委員長（前川和也議員）

ないですね。これにて討論を終結いたします。

続きまして、起立により採決を行います。

議案第36号 忠岡町青少年センター条例の廃止について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

委員長（前川和也議員）

起立多数です。よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

委員長（前川和也議員）

続きまして、議案第37号の審議に移りますが、先ほどの本会議と同様に、37号と38号は関連のある議案ですので一括議題としたいと思いますが、皆様ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（前川和也議員）

ご異議なしと認め、議案第37号及び議案第38号を一括して議題といたします。

本件について、担当課より説明お願いいたします。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

議案書の5ページをお願いします。議案第37号、請負契約締結について、並びに議案書の7ページ、議案第38号、請負契約締結について、ご説明いたします。なお、説明につきましては、ご配布しております生涯学習課資料を基にいたしますので、資料のほうをご覧ください。なお、昨日も申し上げましたが、資料番号が1つずつずれておりますので、よろしくをお願いいたします。

資料の1つ目の用紙でございますが、町民運動場は昭和40年に整備され、50年以上が経過しており、その間、大きな改修も行われず、現在に至っていることから、各施設の老朽化が著しく、特に水はけの改善についてはかねてより利用される多くの方からの強い要望があったところでございます。

今回の改修につきましては、6月議会でも報告させていただいたところですが、水はけの改善をメインとして実施いたします。併せて、老朽化している他の施設につきましても撤去し、防災力、減災力の向上を図るため、防災倉庫、マンホールトイレ、かまどベンチなどを整備いたします。

議案第37号については制限付一般競争入札で、議案第38号については指名競争入札により入札を行った結果、落札した業者と請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

2つ目の請負契約締結内容につきましては、議案第37号が契約件名、忠岡町民運動場グラウンド及び周辺整備工事。契約金額1億3,106万5,000円。契約の相手方、大阪府摂津市昭和園9番13号、岸本建設株式会社。代表取締役社長、谷口賢治。契約期間、忠岡町議会議決日の翌日から令和6年3月15日まで。主な工事内容、既設公園施設撤去工事、雨水排水設備工事、遊戯施設等整備工事、グラウンドコート舗装工事、グラウンドコート施設整備工事でございます。

次の議案第38号が、契約件名、忠岡町民運動場建築及び解体工事。契約金額7,854万円。契約の相手方、大阪府泉北郡忠岡町忠岡北2丁目12番59号、松井建設株式会社。代表取締役、烏野孝博。契約期間、忠岡町議会議決日の翌日から令和6年3月15日まで。主な工事内容、既設建物解体撤去、構造物撤去、防災倉庫、トイレ設置、電気設備工事でございます。

裏面をお願いします。3つ目の根拠法令は、地方自治法第96条と議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の抜粋を記載しております。

4つ目の財源内訳につきましては記載のとおりでございますが、欄外に記載しておるとおり、できる限り財政措置の高い起債等を活用できるよう財政部局と連携を図ってまいります。また、参考としまして、6月議会にて説明させていただいた図面を添付しておりますので、後ほどご高覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

委員長（前川和也議員）

説明は、以上のとおりです。

説明のございました2議案について一括して質疑をお受けしていきたいと思っております。いかがでしょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

今回、この議案の37号と38号、一括審議ということでお尋ねいたします。

今回、この請負契約締結についての議案でありますけれども、契約の方法ね、さきの37号のほうは制限付一般競争入札であって、38号のほうが指名競争入札ということになっております。なぜ38号のほうが指名競争入札にしたのかという理由をお聞きしたいというふうに思います。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

本町の建設工事制限付一般競争入札の実施要綱の第3条の規定におきまして、建設工事においては設計金額が8,000万円以上、また土木工事については設計金額が4,000万円以上の工事案件については一般競争入札によって契約事務の執行を行うことができるとされておることから、この規定に基づき実施を行ったものでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

その入札する目的というんですかね、なぜ入札するのかというのは、やはり少しでも金額を抑えると、そういった目的があるというふうに思うんです。といっても、あまりにも下げ過ぎて、働いてる人の人件費が下げられたりとか、材料がちょっと不備があるような、そういったことはないと思いますけれども、そういったことがないようにということで最低制限価格も設けられているというところであって、今、南次長がおっしゃっていただきましたその要綱があって、規定に基づいて、1つは8,000万円以下であるから指名競争入札をしたというところであります。

しかし、その入札の目的というのはやっぱり競争原理ですね。それを働かせるということが目的の1つではあるというふうに思うんですが、この指名競争をしたことで、その入札の目的が果たされたというふうにお考えでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

入札結果を見ていただいたかと存じますが、応札業者につきましては9者ということで応札いただいた結果でございます。つきましては、ご指摘のとおりですね、その競争の働き方があったのかどうかというところにつきましては、複数者の応札をされたということで、目的がなされたということで思っております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

この入札に当たって、1階のほうの情報公開のところで公告という、こういった入札をしますよというふうなお知らせはされていると思うんですが、これは大体どれぐらいの期間をもってされたんでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

今、その公告というご質問いただいておりますが、公告案件につきましては議案第37号のほうなんです、よろしいんでしょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

すみません、私もちょっと聞き方が間違っていました。公告期間、公告をするのは一般競争入札のほうですね。では、そちらのほうでもお答え願いたいと思います。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

ご質問の議案第37号につきましては、制限付の一般競争入札を実施したものでございます。公告日につきましては令和5年8月21日をもって公告を行ったものでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

分かりました。で、もう一つは指名競争入札でありますから、公告もなしで指名をするというところで9者あったという、今ご説明であります。それで、ここに契約金額が書かれていて、予定金額も書かれているんですが、落札率というのは何%でしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

まず、申し訳ございません。先ほど9者応札ということで私のほうからご答弁させていただいたんですけども、指名業者が9者ございましたけれども、3者辞退でございますので、応札業者は6者ということで訂正よろしくお願いをいたします。

そして、今のご指摘の落札率でございます。99.47%でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

37の議案のほうは、率はどないなってますか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

議案37号につきましての落札率は85.6%でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

一般競争入札のほうは落札率が85.6%であって、指名競争入札のほうは99.47%と、非常に落札率が高いというのが分かりました。で、ずっと忠岡町は、是枝議員も何度も質問していましたが、入札の改善について、その最低制限価格と予定価格の公表、これをしていないのは忠岡町だけだということであって、やっぱり公正公平な入札制度にするためにはそれを公表するべきだというふうに質問もし、求めてまいったところがあります。

で、杉原町長が就任されてからその入札制度のちょっと改善をされたというご説明があったんですけども、いろいろ細かいところもあると思うんですけど、ざくっと、どういったところを改善されたんでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

大まかな項目で申し上げますと、入札契約手法の適用範囲の変更、そして指名基準の変更、そして最低制限価格の取扱いと。また、透明性の確保を図る観点から第三者機関の設置等を行ったものでございます。あわせて、本町は業者登録している業者に対してのランクづけというものがなされてございましたので、この制度を機にランクづけの実施を行ったということもございますので、よろしくお願いをいたします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

どうぞ、河野委員。

委員（河野隆子議員）

その入札制度の改善はされたという認識でおありのようですが、結局はその最低制限価格と予定価格の事前公表ということについては全く手をつけていないという問題があるというふうに思うんです。従前いろいろと質問、是枝議員の質問の中でも、最低制限価格のぎりぎりで行われたということがたびたびありました。本当に最低制限価格の1,000円上乗せ、2,000円ちょっと高いと。そういったところで落札した企業もあったということは言うてます。

で、今回もこの一般競争入札は落札率が85.6%に対して、この指名競争入札は99.47%で、大方この予定価格に近い金額になっているというところで、これは何ですかね。やっぱりどうしてこの入札の落札率で落とせるのかというところで、非常にちょっとおかしいなというふうには思うんです。住民の皆さんだって、これ知ったら「えっ、大方100%じゃないか」というところで、やはりいろいろな疑義があるというふうに思うんですね。ですから、この指名競争入札というのは、やはり競争原理が働かないというところで、結果を見たらそうなってますからね。そうではないかというふうに思うんです。

で、前にちょっと、これは私の勘違いかもしれませんが、入札制度をちょっと改善するときに現場説明であったりとか、そういった事業者を連れていくときに顔を合わせないように、ばらばらでやっていくと、そういったこともおっしゃっていたように思うんですけれど、それは私が思っているんですけど、それは合ってますか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

もう間もなく12時となりますが、12時回っても最後まで行きたいなと思いましたが、皆さんどうでしょうか。皆さんの協力が得れば行きたいなと思うんですけれども、どうでしょう。いいですか。

委員（河野隆子議員）

はい、引き続き行っていただいて。

委員長（前川和也議員）

いいですか。では、続行していきたいと思いますので、次長の答弁、お願いします。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

それは現場説明会のことを言われてるのかなとは存じますが、現場説明会におきましても、現場説明会を実施しておったときには一堂に業者さんが顔を合わせてというところの取扱いで行ってございました。つきましては、昨年4月、入札制度を改善したその段階から、この現場説明会も廃止を行っている状況でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そしたら現場説明、もうしていないということですか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

はい。

委員（河野隆子議員）

分かりました。

それで、ちょっと質問に戻るんでありますけれども、この指名競争入札、自治法ではやっぱり入札の原則はやっぱり一般競争入札が原則だというふうに言われております。なので、なぜ今回この指名競争入札をしたのか。先ほど「規定がある」というふうにおっしゃってました。しかし、あったとしてもこれ蓋を開けてみると、全部これ忠岡町内の業者ですわね。それで、落札率も99.47%ということで、本当に予定価格を知っていたのではないかというふうに、いろいろと私は思うんですね。ですので、やっぱり指名競争入札ではなくて、こっちの一般競争入札ね。こちらは85.6%と低いです。そのようにやっぱり原則一般競争入札をしていくべきだというふうに思うんです。非常に高い。

で、ちょっと最後、これ町長にお聞きしますけれども、この予定価格と最低制限価格を知り得るのは町長だけでしょうか。

町長（杉原健士町長）

これは担当の人間からの数字が出てきてということになっています。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そしたら、町長だけでなく担当の職員さん、もう本当に少数でありましようけど、知っているということよろしいんですか。

町長（杉原健士町長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

町長。

町長（杉原健士町長）

そうです。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

分かりました。ですので、やはり職員さんを守る点でも金額の漏洩、そういったところもあってはならないというふうに思うんです。で、杉原町長はずっと入札についてはやはり予定価格、最低制限価格、事前公表はされるべきだというふうなお考えがあったというふうには私、認識しているんですけども、その点はいかがでしょうか、町長。

町長（杉原健士町長）

いろいろその辺も随時考えています。その辺も自由にですね。どういうふうにしていったら一番いいのかというところを模索しながら、その最低制限価格もその中の1個ですんで、当然考えていく予定でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

町長もそういったお考えでずっとあったというふうに思うんですが、なかなかそれができていないということは大変残念だというふうに思います。ですので、今回もこの指名競争入札をして、そして職員の方も数名は予定価格も知っておられるということで、この99.47%の高い落札率ですね。何でこういうふうな落札率になるのかと。そういったところはやっぱりこの最低制限価格と予定価格を事前公表していないからこういったことも起こるであろうし、で、情報が漏れていっているのではないかと疑われても仕方がないという結果であったというふうに思います。ですから、やはりその事前公表というのは早急にしていただきたいというふうに思います。町長は先ほどそうおっしゃっておられましたね。最低制限価格については。

委員長（前川和也議員）

町長。

町長（杉原健士町長）

そういうことは考えておるところです。今、物資高騰とかいろんな問題があって、今回のこの落札価格ですか、えらい高止まりしてますけども、その辺もあるのかなと思います。平均、ここのところ低かったんで、また低いところへ来るかなと思いましたが、やっぱりいろんな兼ね合いがあるのか知りませんが、今回はこういう結果になったということで、ちょっとご理解願いたいと思ってます。

以上です。

議長（北村 孝議員）

委員長。すみません。

委員長（前川和也議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

今、河野委員の発言でちょっと気になるところがありまして、入札の方法はいろいろあるかと思うんですけども、結果の数字だけを見て、あたかも談合があったんやないかみたいな話は、ちょっと憶測で物を言うべきではないのかなと思いますので、また注意していただけるよう、よろしく願いいたします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

今回問題にしているのは、このなぜ指名競争入札をするんかと、これはもうやめなさいと、そういったことで言うてます。

委員長（前川和也議員）

他に、ございませんでしょうか。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（二家本英生議員）

ちょっとまず確認したいことがあります。町民グラウンドの改修工事の設計業務ということで、去年の年末ですかね。補正予算上げて、設計委託料を繰越明許で上げていたと思います。で、この繰越明許、今回、工事設計業務委託料ですね。これはもう繰越しされて、もう今年度で幾らで回収になったかって分かりますか。金額、業務委託料のほうですね。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

令和4年度で設計業務委託料として計上していた額を言うんですか。

委員（二家本英生議員）

いや、実際のかかった費用。

教育部（二重幸生部長）

399万1,900円です。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（二家本英生議員）

そうしましたら、昨年これ、入札かけられてますよね。で、入札の金額どおりで、もう設計はできた。できて、それで期間だけがちょっと年度を越えたからということで、繰越明許という認識でよろしいんですか。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

はい、そのとおりでございます。

委員（二家本英生議員）

分かりました。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（二家本英生議員）

そうしましたら、ちょっと戻ります。先ほども一般競争入札と、制限して指名競争入札の件、話ありましたけれども、原則やっぱり一般競争入札に付すべきだということが地方自治法にも載っています。で、指名競争入札にする場合は、ある一定の条件がないと指名競争入札は認めないということも書いてあるんですけども、このある一定の条件というのは今回、土木工事のほうですかね、建設工事のほうですね。それはあったんでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

先ほども同じような質問でお答えさせていただいたところでございますけども、要綱、制限付一般競争入札の実施要綱につきましては、建築工事については8,000万以上、土木については4,000万以上が制限付で実施するというところでございますので、それ以下の案件につきましては指名競争入札を行うことができるというような運用で今してございますので、ご理解いただきたいと思います。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（二家本英生議員）

そうしましたら、忠岡町ではあくまで金額だけに基づいて、指名競争入札なのか一般競争入札なのかということで分けられてるという認識でよろしいですか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

原則、そのとおりでございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（二家本英生議員）

先ほども河野委員もおっしゃってましたけども、やっぱりこの一般競争入札、制限付ですけど、一般競争入札にすれば落札率が85%ですかね、85.6%。で、指名競争入札であれば今回99.5%とかなり高い落札率になってます。金額で1個の線引きはしてると言ったとしても、やっぱりこれ使われてるのは忠岡町民の税金であります。やはりできるだけ安く事業を進めていくというのが本来の姿だと思います。そこの金額、ガイド、要綱の金額に届かないからといって、今回、工事にしても7,000万近くの工事になります。やっぱりこれ、もう仮になってしまいますけど、制限付一般競争入札であればもう少し安く入札、落札があったんでないかということがちょっと1点思われます。こういった指名競争入札というのはできるだけもうなくして行って、ほとんどの入札が制限付一般競争入札、それか普通の一般競争入札でやっていくべきではないかと思うんですけれども、その点についていかがでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

入札につきましては、原則一般競争入札を行うというものであるという認識はしておる

ところでございます。しかしながら、一定の要件等がある場合につきましては、法令におきましても指名競争入札が許容されるという規定もございます。つきましては、法令はもとより本町の内規等々を遵守しながら適切に対応を行っていくということでご理解いただきたいと思っております。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（二家本英生議員）

そうです。内規で決めたことなんでということなんで、できたらその内規のほうももう一度精査していただいて、で、金額等々、金額だけの要件ではなくて、ほかの要件も加えた感じで入札制度をもうちょっと透明化できるような形にしていきたいと思います。いかがでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

現時点の本町における入札制度につきましては、本町の入札監視委員会の先生方にもお目通ししていただいているところでございます。今、委員がご指摘のそういったこともご意見として投げかけることによって、またご助言、アドバイス等々を頂く中で、必要であれば適切に対応を行っていくということでご理解いただきたいと思っております。

委員長（前川和也議員）

他に、ございませんでしょうか。

委員（小島みゆき議員）

すみません。

委員長（前川和也議員）

はい。

委員（小島みゆき議員）

ちょっとまたグラウンドのことなんですけれども、グラウンドの周辺整備というのを、最初聞いてたのは何かいろいろ、もうちょっと事業が大きかったので、最初にいろいろお聞きしたんですけれども、今回こういうふうに小さくなってるということで、どこまでの範囲を周辺の工事をされるのか、ちょっと教えていただきたいんですけど。

住民部（谷野栄二部長）

はい。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

今回、昨年度の設計委託におきまして、一応、外周面を全て撤去しまして、フェンスを設置するといったような設計内容でございました。それが年度末に、外周部は残してグラウンドの内部だけの工事を行うと、水はけを重点に行うということに方針が変わりましたので、グラウンドの外部につきましての整備は今回、一切含んでおりません。ですから外周部のフェニックス、木の剪定であったりとかその辺りは今後の検討になっていくのかなというふうに考えているところでございます。

委員（小島みゆき議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小島委員。

委員（小島みゆき議員）

そしたらもう外は全く触らない。今のままということによろしいんですか。

住民部（谷野栄二部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

外部といいますと、出入口の部分ですね。町道と結束する部分の舗装の打ち替えはいたしますけども、それ以外の部分については今回工事には含んでいないというところでお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

他にございませんでしょうか。

議長（北村 孝議員）

委員長、ごめん。今ちょっと小島委員が聞いたのは、恐らく周辺ってなってますやんか。その周辺というのはどの部分を周辺というのやということを多分聞かれてるのかなと思います。

住民部（谷野栄二部長）

はい。

委員長（前川和也議員）

どうぞ、谷野部長、お願いします。

住民部（谷野栄二部長）

周辺という工事名称がちょっと分かりにくいところもあるかと思います。グラウンド整

備の以外に、ここは児童遊園的な要素も持たせるということで、例えば遊具の設置をしたりとか、防災倉庫というのは建築工事になるんですが、その周囲のコンクリートを打ったりとか、そうした敷地の中ですね。周辺ってなってますけども、そうしたところを指してるといふふうにご理解いただけたらと思います。

委員長（前川和也議員）

いいですか。

他に質疑はいかがでしょうか。三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

別な点から質問させていただきます。

図面でもあるように、倉庫1、屋外トイレ1、倉庫2で、例えば倉庫1でしたら30.84メートル、これは多分奥行きやと思います。横幅5.3メートル、高さ2.7メートル、屋外トイレでしたら6.84メートル、2.35メートルの高さ2.39メートルと、この基準で要は入札の業者さんに、要はこの大きさ以外は駄目だよっていう形で投げてるのか。ある程度この大きさって、多少の誤差ですね。例えば30.84メートルやったら奥行きが例えば31.5ぐらいまで、数十センチの範囲だったら認めるよというような感じで出しているのか、どっちなんですかね。

住民部（谷野栄二部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

一応これ、二次製品を使っておりまして、メーカーが製造した倉庫またトイレを使用しております。それが一応仕様に記載をされておりまして、基本的にはそれをお使いいただくということになるんですが、同じ内容、同じクオリティの品物を使いたいということであれば、比較検討して承認していくということになるろうかと思われま。当初我々が設計に含んでいる内容よりも仕様が低いということであれば、それは認めないということになるろうと思ってます。

委員（三宅良矢議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

確認になるんですけど、同じ内容と、要はクオリティが担保されるのであれば、それはオーケーだよということで入札業者には伝えてるといふことでいいんですね。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

一応、入札参加業者の1者から質疑で「どのメーカーを使っていますか」という質疑がありましたので、そこでは回答しております。その業者がどの製品を使いたいかというところについては、まだ契約をしておりませんので、正式契約をして協議の中で示されてくるものというふうに思っております。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

各業者、入札見積りの際に業者に問い合わせるわけじゃないですか、その製造してるね。で、まあまあ、要はもうこのきっちりの数字どおりのものでやると、かぶってくるわけじゃないですか。例えばですけど、車でも同じ製品、同じ大きさの型を、例えばトヨタとホンダが共有しているかといったら、全然違うわけじゃないですか、同じネジ1個取っても。というように、逆に言うとこれをこの数字で、数字の製品で出して、クオリティが担保されるのであれば別にこれが多少大きくなろうが小さくなろうが、この大きさの範囲やったらオーケーだよって、入札のとき、入札の仕様書でそういうふうにならなくておかないと、か伝えておかないと、説明を伝えておかないと、変な話ですけど、CADデータ、多分設計事務所、CAD使ってると思うんですよ。そのCADデータの中身って特定の、例えば企業の製品がベースになって、全て落とし込むやつあるじゃないですか。になるんですよ、一般。多分ご存じやと思うんですけどね、その辺は。

で、考えればそういうような入札業者さんに対しては、入札に来てるとか、業者さんに対してはちゃんとその辺は、その辺の幅というのは認めて、認めてというか質問があった場合認めて、それはオーケーという形でやってるんですかね。

住民部（谷野栄二部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

今回ですね、図面に明記したわけじゃございませんけども、一応、質疑応答の中で、回答した使用メーカーについては、それを特定するものではないということは添えて返しております。これは独占禁止法なんかにも当たることもございますので、この製品にしか使えないというところであれば、それはそれでちょっと問題があるのかなというふうにも思っていますので、この製品を使いたいと業者が言ってくれば、それはそのまま承認されますし、違うメーカーの品物を持ってくれば、設計をしていた製品と比較検討しながらクオリティが落ちるのか落ちないのか、そこは判断をし、調査しながら判断をしていくというこ

とになると考えております。

委員（三宅良矢議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

その入札見積りの段階で、要はA社の製品、B社の製品、まあ似通ったもので、こちらのほうが安価やんかと。でも、そのBの製品やと、この6.84、2.35、2.39にきっちりまで当てはまらへんから、だからもうこの見積りは使えないとか、その基準で入札の見積りは出せないとかいうわけではないですよ。

何と言うたらいいんでしょう。要は実際、じゃあ工事やります。それで見積り立ててました。ちょっと数十センチの誤差ですよ、のトイレなり倉庫なり。で、じゃあ実際入札、落としました。で、工事、着工します。「いやいや、これは6.84、2.35、2.39、おまえ、違うやん」というような不当な扱いはしないということですよね。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

その寸法が少し違う程度で、機能に変わりがないのであれば、それは同等とみなすということでもありますでしょうし、例えばトイレでしたら小便器が2台ついていて大便器が1つであると、そうした、あと便器の種類ですね。そうしたところが仕様と合致しているのかどうなのか、そういったところを比較検討するというふうに考えております。

また、倉庫につきましても、もともとこれ、車のガレージがベースになっておりまして、大体大きさが5.3が長辺ですね。短辺がたしか3メートルぐらいだったと思うんですが、そうしたところで、少しの寸法の誤差であればそれは許容範囲であるとも思いますし、それが例えば30センチ、50センチ違うのであれば、それはちょっと違うよねということになるというふうに思っております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

そうですね。分かりました。じゃあ、寸法が多少違う程度のものであれば、これはもう認めていく範疇やということでもいいんですね。何でかという、このCADでぽんと落とす、そのベースって、絶対何かのカタログの何かの製品なんですね。どこかの企業の。イナバさんなり、物置や、1つ取ったら。するとそれを、いわばこれ、要は広場の大きさが

あるんで、きっちりとかれしか基本、落札した後はこれしかあきませんよってなつたときに、業者も困るし、それ以前に、多少の差があれば、多少の差を認めておけば、要はいろんな会社の製品を相みつできるわけじゃないですか。その業者が例えば見積り書くときに。ということで余計、より入札の効力というかが働くと思うんですよね。

何でこんなこと言う、気になっていたかといったら、ここまできっちりの数字出てきているのも1点なんですけど、何年か前に無線機あったじゃないですか。無線機の入札、2～3年ぐらい前に、僕もそのとき言ったんですけど、それはある人から言われたんです。その専門の人から。忠岡が出したこの仕様やと、この会社のこれしかないんやと。じゃあ、あとはもう業者がその製品、奪い合って買ったたきをやった勝負しかないから、「こんなもん、入札してどうするねん」って言われたんです。それ、正論やったんです。多分僕からしても。あっ、そらそうやろなって。

今回は倉庫、トイレで、倉庫2棟に関しては結構きっちりとした数字出てきてて、その数字を入れると大体これみたいな製品がぽんと出てきたんで、ほかからしてもあまり、数字、多少誤差があったら別にオーケーあるんですけど、だからそれなかったから、今回そういうことで企業に、入札してる業者さんに、まあまあ今後も含めてですけどね。そのような入札のときにその辺の競争を、競争原理を働かすためにその辺はどうやったんですかという確認の質問だったんです。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

基本的に我々も設計を行うときにはですね、例えばこのバックネットとか遊具もそうなんですけど、少なくとも3社から見積りを、メーカーから見積りを取って、一番安価であるメーカーの製品を設計に載せるということが原則になっております。

この倉庫1と屋外トイレにつきましては、ちょっと特殊な製品でございまして、例えばこの屋外トイレでしたら、もうこの会社かですね、まあ同じ内容のものが他社ではちょっと見当たらないというところもございまして、1社の製品を載せたというところもあるんですけど、基本的には同じ製品を入れる場合は3社程度のメーカー見積りを取得して、一番安いのを載せていくと。で、その受注業者がその同種の製品ですね、を持ってくれば、同じ内容であれば認めていくといったことが公共設計の進めていき方というふうに認識しているところでございます。

委員（三宅良矢議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

ですので、今後こういう、僕らに上げてくる資料も決定してるんやったら、業者さんと、入札した業者がこれですと言っていいと思うんですけど、業者さんに提示するときは、その辺は簡単に言ったら、6. 8、2. 3、2. 4メートル程度みたいなような形で仕様を発注するほうが、要は例えばトイレでも、最近僕もいろんな展示会へ行っても、この防災トイレとか、こんなんっていろんな製品、出してくるわけじゃないですか。大きさにしろ形にしろ。それを、要は企業が違ったらもう全然違うんですよ。それはある程度、言うような、大きさ、寸法等にある程度融通があると本当にいろんなものを選択できる幅って広がると思うんで、できたらやっぱりその辺のお考えを持ちながら、今後入札の仕様書に関しては、まあまあ公園、これはこれですけど、ほかのものですよね。ほかの今後の入札等に関してもやっぱりその辺に関しては念頭に入れながら仕様書作成と入札のほうに向かっていただきたいなということなんです。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

ご意見は参考にさせていただいて、次回から参考にさせていただきたいと思います。

委員（三宅良矢議員）

あと、すみません。

委員長（前川和也議員）

どうぞ、三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

あと、もうちょっと。簡単なことです。先ほど自治会の倉庫撤去ということやったらしいんですけど、その後にまたこのグラウンド終わった後にまた倉庫が建てられる、そういうわけではないんですね。何か簡単な。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

はい、そのとおりでございます。

委員（三宅良矢議員）

分かりました。もうそれだけで結構です。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

ちょっとこのグラウンドの建物のことでお伺いしたいんですけど、1点は青少年センターを解体撤去するに当たってアスベスト、古いですからね、アスベストの心配はどうかかなど、ちょっと気になっているので、そこが1点と。

それから、さっきから言うてますトイレね。今はたくさん町民グラウンドの中にトイレたくさん、女子トイレね、あります。壊れているものも多いんですが、で、今回はちょっとこのイラストというか、これを見るとすごい便器が少ないなというふうに思うんです。

これ、幾つぐらいの個数があるんですか。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

男子、女子、それと福祉トイレと、3つの部屋があるんですが、男子トイレが小便器が2台、大便器が1個、で、福祉トイレが大便器1つ、女子トイレが大便器が2つという構成になってございます。

委員（河野隆子議員）

で、アスベストのほうはどう。

住民部（谷野栄二部長）

すみません、アスベストにつきましてはですね、青少年センターは事前に調査をしております、複数ございます。屋外にですね。屋外の軒天と言われる天井に使われてる成形板、当時は石綿セメント板って呼んだんですが、それが少数ございます。それと、建物の中にですね。俗にいうPタイルですね。床タイル。のりで貼りつけていく床の仕上げ材なんですが、そちらにアスベストが含まれてます。そのいずれも法に基づきまして適切に除去するように設計に織り込んでおるところでございます。

それと、工事の設計する際にその他の、平成になってからトイレができたりしたんですが、一部その塗料にも含まれている可能性があるということで、その新しく塗られたような塗料も複数、検査を今回のこの工事に含んでおります。ですから、その検査によってアスベストが含有されているということであれば設計変更ということになります。

以上です。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そうしましたら、もしトイレの部分であったりとか予想外のところにアスベストが含まれていると、ちょっと増額もあり得ると、そういうふうに、それでよろしいですか。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

我々はほぼないと思っていたんですが、業者の方からですね、専門事業者の方から「塗料の中に入ってるケースもあるよ」ということで、可能性としてあるのであれば調査をしなければいけないなというところで措置をしているわけでございまして、出ないとは思っているんですが、仮にあった場合は変更ということになります。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

学校も近いですし住宅も近いですから、その点はしっかりと調査していただきたいというふうに思います。

そして、トイレのことなんですけどね。今、個数聞いたらかなりこれ少ないというふうに思うんですね。今、いろいろとテレビでも言われてますけども、トイレの改善の促進に男女の格差があるというところで、非常に女性が声を上げていると、そういった調査もありました。

私たち、私なんかも経験してますけれども、いろんな公共施設であつたりとか外に出かけていたりとか、駅であつたりとかね、非常に女性の便器が少ない。なので、男性は並んでないけども、女性のところはずらって並んでるときも見かけます。なので、ちょっとこれは便器が少な過ぎるというふうに思うんですが、もうちょっと増やしていただきたいというふうに思うんですけど、いかがですか。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

ご指摘の部分ですが、現在のトイレ自体がふだん使用させておりませんので、そういったことで、今回は改めてその辺り、トイレを設置させていただきたいというふうに考えておりますので、そちらでご活用いただけたらなというふうに思います。周りにシビックセンターもございますので、その辺りも活用していただけたらというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

まあ、シビックセンターもありますけれども、もともとの、今のたくさんあったトイレの跡にこれ建てるんですよね。このトイレね。ですよね。違うんですか。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

そのとおりでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

ですので、やはりグラウンドもきれいになったりしましたら、いろいろとね、商工カーニバルであったりとか町民体育祭であったりとか、いろんな行事も行われるし、子どもたちも使うというところで、逆にこの倉庫、10室も要るのかなというふうに、ちょっと今見て思ったんですけど、やはり女子トイレの便器が2つというのは非常に少ないというふうに思いますので、そこのほうはちょっと考えていただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

先ほどと同じになるんですが、現時点のトイレ自体がほぼほぼ故障しているというところでありまして、で、福祉トイレを合わせましたら一応3つ確保しているというところで、あと、シビックセンターということでご理解いただけたらと思います。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

今のトイレ、使われていないというのは、それは扉も壊れてるし水も流れないと、そういったところもあると思うので、そこを放置しているというのは、これはちょっと町の責

任であるというふうに思います。ぜひトイレの便器、女子トイレの便器のほうはちょっと考えていただきたいというふうに要求します。

議長（北村 孝議員）

ごめん。

委員長（前川和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

ちょっとトイレのことやけど、今、トイレは使用させてないのと違って、使用してない、閉鎖してるとか、そういう話ではないですね。

教育部（二重幸生部長）

はい。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

ふだんは基本的には開けてないので、要は学校の授業であったりとかそういったときは、鍵、学校が持ってますので、そういった形で対応はしていただいているんですが、ふだんに関しては基本的に閉鎖しておりますので。

委員長（前川和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

それは、まあシビックセンターも近くにあるからいうこともあるでしょうけど、逆にそういうイベントとか催しあるときに開けるというのは、逆に人が集中しますやん。いっぱい来ますやん。逆にトイレ、余計要るん違うかなと思うんやけど、もうちょっと数、考えてあげたほうがいいのかなと思うんですけどね。こんなん、変な話やけど、サービスエリアでも行ったら、観光バスが入ってきたらそれはもう女子のトイレの前、ぶわっと並んで、もうそこその年齢いった女性の方も男子トイレへ入ってくるみたいな、そんな感じもあるんでね。逆にふだんから開けてる開けてないにかかわらず、人が集中するときのことを考えたらもう少し数的に、この3～4人というのには考えたら、検討するべきやないかなと思うんですけど。

一応、答弁結構です。

委員長（前川和也議員）

小島委員。

委員（小島みゆき議員）

すみません、ちょっとトイレのことで一つ聞きたいんですけど、共用のトイレというのはベビーベッドとかは置いてあるんですか。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

おむつ替えのシートがついております。

委員長（前川和也議員）

いいですか。

他にいかがでしょうか。

委員（河野隆子議員）

そしたらすみません、最後に1点だけ。

委員長（前川和也議員）

河野委員、どうぞ。

委員（河野隆子議員）

すみません。ちょっとこの財源内訳なんですけどね。スポーツ振興くじの助成金が8,000万円、上限1億でっていうご説明もあったというふうに思います。それで、この2つ目の建築及び解体工事のところなんですけど、これはこのかまど平ベンチであったりとかマンホールトイレね、造るんですが、これは緊防債の対象にはならないんでしょうか。ちょっとそれ、お聞きいたします。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

建築及び解体工事の部分についてなんですけれども、この工事の中でも実際、青少年センターの解体、その後に防災倉庫を建てるとか、あと屋外トイレの設置とかマンホールトイレ等、いろいろある中で、全てが緊急防災減災事業債を使えるという対象のものではありませんので、一応、緊急防災減災事業債を活用可能な部分についてはもちろんそれを充てに行くというところで、それ以外のものについては交付税措置のないような一般単独事業債というような形のものになるのかなというところで、今は想定しております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

分かりました。そうしましたら、もちろん解体についてはなかなかね、そういったお金は下りてこないと思うんですが、今岩佐課長おっしゃったように、これからその緊防債が

取れるところは取っていきたいというような理解でよろしいですか。

財政課（岩佐式人課長）

はい。

委員長（前川和也議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

おっしゃるとおりでございます。

委員長（前川和也議員）

他に質疑はいかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

委員長（前川和也議員）

なきようですので、質疑を終結といたします。

委員長（前川和也議員）

これより、議案ごとに討論及び採決を行います。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

はい。

委員（河野隆子議員）

すみません、ちょっと休憩動議を挟んでいただきたいんですが。

委員長（前川和也議員）

休憩動議。

委員（河野隆子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

皆さん、どうでしょう。いいですか。どれぐらいですか。

ただいま休憩動議がありましたので、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（前川和也議員）

それでは、次の再開は12時50分。12時50分から再開とさせていただきたいと思
いますので、暫時休憩です。

委員（河野隆子議員）

ありがとうございました。すみません。

（「午後0時37分）休憩）

委員長（前川和也議員）

これより委員会を再開いたします。

（「午後0時50分」再開）

委員長（前川和也議員）

討論ですね。議案ごとに討論及び採決を行います。

まずは、議案第37号 請負契約締結について（忠岡町民運動場グラウンド及び周辺整備工事）について、討論はありませんか。

（なし）

委員長（前川和也議員）

討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。議案第37号 請負契約締結について（忠岡町民運動場グラウンド及び周辺整備工事）について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（前川和也議員）

異議なしと認め、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

委員長（前川和也議員）

次に、議案第38号 請負契約締結について（忠岡町民運動場建築及び解体工事）について、討論を行います。討論はありませんか。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長、反対討論。

委員（二家本英生議員）

反対討論です。

委員長（前川和也議員）

どうぞ、副委員長。

委員（二家本英生議員）

議案第38号、請負契約締結について、反対の立場で意見を申し上げます。

町民グラウンドの改修工事は、必要性は感じているものの、原則一般競争入札を行うほうが透明性、競争性、公正性を確保することができるが、この議案の契約については「一般競争入札をなぜ導入しなかったのか」との問いに「忠岡町の要綱に従い行った」ということで、透明性の確保を得られておらず、今回の契約方法が指名競争入札であり、落札率

が99.5%と非常に高いことから、競争原理が働いたとも思われぬ。よって、この契約については同意しかねるので、反対といたします。

以上です。

委員長（前川和也議員）

続きまして、賛成討論はございませんでしょうか。

小島委員。

委員（小島みゆき議員）

賛成の討論をさせていただきます。

住民さんからの長く要望があった水はけの問題とか、また公明党として要望させていただきました防災力、減災力の向上を図るために、マンホールトイレ、かまどベンチなどを整備していただくということで、早くに住民さんが学校のグラウンドとしても使ってますし、子どもたちのためにも、また住民さんのためにも、一日も早くこの工事が着工できるようにということで賛成の立場を表明させていただきます。

委員長（前川和也議員）

続きまして、それを受けて反対討論、ありますでしょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

どうぞ。

委員（河野隆子議員）

私たち会派もグラウンドの水はけの改修については、従前から要求もしてまいりましたし、必要であるというふうには思っています。

しかし、今回のこの請負契約の締結は、指名競争入札というところでいろんな疑問もありましたけども、それが拭えないので同意し難いという立場で、反対といたします。

委員長（前川和也議員）

他に討論はありませんでしょうか。

（なし）

委員長（前川和也議員）

討論を終結いたします。

続きまして採決を行います。

議案第38号 請負契約締結について（忠岡町民運動場建築及び解体工事）について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

委員長（前川和也議員）

起立多数です。

よって議案第38号は、原案のとおり可決されました。

委員長（前川和也議員）

以上で、本委員会に付託を受けました3件の議案について議了しました。

本日の審議経過並びに結果については、明日の10月6日に行われる本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方におかれましては、どうかご協力をよろしく願います。

委員長（前川和也議員）

以上で、福祉文教常任委員会を閉じますが、閉会に当たりまして町長よりご挨拶を頂きたいと思います。

町長（杉原健士町長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

町長。

町長（杉原健士町長）

長時間にわたりご審議ありがとうございました。

いろいろなところでこちらの不備もありまして、こういう結果になりましたけれど、スポーツ振興くじでは私も国のほうへ日参いたしまして、文科省の人間等といろいろお話ししながら一生懸命やったつもりでございます。なかなか1億円という中で、マックス1億円という中で8,000万円というのはなかなかのいい配当ですので、これを使わざるを得ないんじゃないかと、使って住民の福祉、またこの安全を確保するためにも、これは最も適切な方法ではないかなと思いますので、明日の議会にまたご賛同願いますようよろしくお願いいたします。閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

委員長（前川和也議員）

以上で福祉文教常任委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

（「午後0時55分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和5年10月5日

福祉文教常任委員会委員長 前川和也

福祉文教常任委員会委員 三宅良矢